

人権としての社会保障とは？

2024年6月17日（月）

於：社会保障入門テキスト講習会

京都府立大学公共政策学部
福祉社会学科 准教授 村田 隆史

本日本話しする内容

はじめに

1. 今日の社会保障「改革」の特徴
2. 社会保障はなぜ生まれてきたのか
3. 社会保障の基本原則
4. 社会保障「改革」の問題点

おわりに

はじめに－社会保障改革の動向

- ・今日の社会保障改革の特徴
 - ①総論賛成の改革方向性
 - ②社会保障の基本原理の変更
 - ③社会保障給付費の削減－世代間対立を煽る
 - ④社会保障の市場化・営利化・産業化
 - ⑤自立支援の推進
- ・社会保障改革における様々な前提
 - ⇒1200兆円を超える公債、超高齢社会の到来、社会保障給付費の急増（約132兆円）

はじめにー貧困問題の拡大の影響

- ・ 貧困問題の深刻化と強まる自己責任
⇒多くの人がリスクを感じ、他者を思いやれない環境に陥っている
- ・ 社会保障改革への対抗が見えない
⇒受け入れているのか？諦めているのか？私的体験もふまえて
- ・ その上でのコロナ禍

はじめにー今後のことを考える上での懸念

- ・ 高校生に対する社会保障教育
⇒ 自助・共助・公助論を前提、共生社会を目指すことを前提、年金は「世代間の仕送り」、現役世代は「支える側」の強調など
- ・ 高校生に対する金融教育
- ・ 「こどもまんなか社会」の推進
- ・ 公的責任を重視した社会保障教育は今後難しい？

1. 今日の社会保障「改革」の特徴

(1) 改革の方向性

- 総論では賛成しやすく反対しづらい
- ”平均”を有効活用する
- 世代間対立や制度の利用者間対立をあおる
例) 高齢者世代vs現役世代
制度の利用者vs制度の非利用者

(2) 総論賛成の基本理念①

○地域包括ケアシステムの基本理念（厚労省HP）

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

- ・地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

(3) 総論賛成の基本理念②

○地域共生社会の基本理念（厚労省HP）

・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会

・改革の骨格

- ①地域課題の解決力の強化
- ②地域を基盤とする包括的支援の強化
- ③地域丸ごとつながりの強化
- ④専門人材の機能強化・最大活用

(4) 総論賛成の基本理念③

○全世代型社会保障の基本理念（政府広報HP）

- ・すべての子どもの成長を暖かく見守り、支えることができる社会へ
- ・必要な時に、必要な医療・介護サービスを受けられる社会へ
- ・セーフティネット機能を強化して、誰もが安心して暮らせる社会へ

(5) 総論賛成の基本理念④

○働き方改革の基本理念（厚生労働省HP）

- ・我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

- ・こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

⇒「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

(6) ここで一つ質問

- ・現在の政策動向の中で（それ以外でもいいです）、組織内で意見が一致できていないことはありますか？
- ・そもそも、勤務時間内に討論する時間などがありますか？

※これは現役の労働者を対象に講演した際の質問

(7) 社会保障政策と社会保障運動①

- ・ 医療・福祉分野での働き方が政策と関わっているのは事実（+利用者の生活状況も）
- ・ だからこそ、医療・福祉労働者（や関わる人）は政策に敏感でなくてははいけなし、民主的団体に関連する人は運動も視野に入れる必要がある（これは賛成）
- ・ 一方で、自分の生活を守るのに精一杯、だからこそ自分のプライベートの時間を削ることはしたくない（これが苦慮している点か？）

2. 社会保障は なぜ生まれてきたのか

(1) 資本主義社会の構造①

- 景気変動が生み出す生活の不安定性
- 現在の生活に当てはめてみると...
 - ⇒ 売り手市場と買い手市場
(いつ生まれたのかによって異なる)
 - ⇒ 賞与の変化

(2) 資本主義社会の構造②

- ・ 生産手段の有無によって富の偏在が生じる
(資本家階級と労働者階級)
- ・ 現在の生活に当てはめてみると...
 - ⇒ 過去最高の内部留保500兆円超え (2021年度)
 - ⇒ 家庭における平均貯蓄額の増加
 - ⇒ 年収1000万円以上の人が増加 (約4.2%)
 - ⇒ 年収200万円以上の人が増加 (約15%)

(3) 貧困・不平等の拡大をどうするか

- ・ 政府による介入（公共事業など）では、景気変動をコントロールすることはできない
- ・ 資本主義社会の構造とグローバル化がもたらす先鋭化
- ・ 激しい貧富の差が招く社会の不安定性
- ・ 社会の安定を実現するためにできたのが社会保障
⇒ 治安対策としての側面と人権としての発展

(4) 社会保障を考える上での前提

- ・ 制度として確立された権利を必要としないほど安定した生き物ではない
- ・ いかなる個人も偶然的事象の発生を完全に否定できない点で、互いに対称的な存在
- ・ リスクに晒されやすい人とリスクから逃れる合理的な営みがありつつ、個人の間には非対称性が存在

⇒ 個人のリスクの問題を社会の責任で解決する素地が整備

⇒ 個人の努力で解決できる問題とできない問題

3. 社会保障の基本原則

(1) 人権としての社会保障

- ・ 私が伝えたいのは「人権としての社会保障」
⇒ 今日求められるべき水準
- ・ 民主的団体に関わる方も同様（だと思いたい）
⇒ でも、学生に伝えるのは苦戦中
- ・ 社会保障を必要とする人々からの視点を重視
⇒ 一方で、社会環境の変化は無視できない

(2) 人権とは何か①

○人権－日本国憲法や世界人権宣言前文

- ・人間の尊厳－全ての人々が唯一無二の存在であり、
とって代わることができず、価値に
おいて平等であること
- ・自己決定や自己選択が保障され、平等を原理とする
ことが重要

(3) 人権とは何か②

- ・ 自己決定－自分の生き方や生活の質を自分で決める
ということ。選択の自由が前提になければ
ならない。
- ・ 平等－差別されている人々にも他の人と対等に権
利が保障されること
- ・ 人権保障の発展過程

(4) 人権とは何か③

- ・あらゆる場面で使用される人権
⇒人権を意識する場面はどこか
⇒人権保障をシステムとして考える必要性

- ・人権を規定するもの

日本国憲法第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(5) 法体系

※簡素化されたものであり、実際の法体系についてはより複雑。実際の運用は通知・通達によることが多い。

(6) 日本国憲法に規定された人権

- ・ 幸福追求権（第13条）
- ・ 平等権（第14条）
- ・ 居住移転及び職業選択の自由（第22条）
- ・ 学問の自由（第23条）
- ・ 両性の本質的平等（第24条）
- ・ 生存権・生活権（第25条）
- ・ 教育権（第26条）
- ・ 勤労権（第27条）

(7) 人権保障の発展

○国際条約などの影響（一部抜粋）

- ・ 1948年－世界人権宣言
- ・ 1966年－経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ・ 1966年－市民的及び政治的権利に関する国際規約
- ・ 1979年－女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・ 1989年－児童の権利に関する条約
- ・ 2006年－障害のある人の権利条約

(8) 国際条約の影響

○日本国憲法第98条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

※日本の国際条約に対する態度

(9) 保障されるべき水準

○健康権 (right to health)

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利を有することを認める」 (12条1項)

○WHOによる健康の定義

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本WHO協会訳)」

(10) 社会保障の基本原則

社会保障制度審議会1950年勧告

「社会保障制度審議会は、この憲法の理念と、この社会的事実の要請に答えるためには、一日も早く統一ある社会保障制度を確立しなくてはならぬと考える。いわゆる社会保障制度とは、（略）すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。このような生活保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならない。この制度は、もちろん、すべての国民を対象とし、公平と機会均等とを、原則としなくてはならぬ」

(11) 社会保障政策と社会保障運動②

- ・ 基本原理は大切だけど、ここまで話が大きいと余計にわかりづらくなる。
- ・ でも、基本原理だから大切。何をどう変えるのかの指標になる。
- ・ その間に基本原理は変えられている
⇒その「改革」も当然それに沿っている

4. 社会保障「改革」の問題点

(1) 今日の社会保障改革の位置づけ①

- 1980年代 – 中曽根内閣「第二次臨時行政調査会」路線
⇒ 補助金削減、負担増と給付の削減、日本型福祉社会論
- 1990年代 – 橋本内閣「6大改革（行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、教育改革）」路線
⇒ 措置制度から契約制度へ、負担増と給付の削減、
市場化・営利化の導入

(2) 今日の社会保障改革の位置づけ②

- ・ 2000年代 – 小泉内閣「聖域なき構造改革」、「官から民へ」、「国から地方へ」
⇒市場化・営利化の推進、負担増と給付の削減
- ・ 2010年代 – 第二次安倍内閣「基本原理変更」への挑戦
⇒社会保障の積極的な位置づけと市場化・営利化・産業化、法律による基本原理の変更、負担増と給付の削減

(3) 社会保障改革の経緯

- ・ 2012年2月 「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定
⇒①子ども・子育て支援の充実、②医療・介護改革、
③新しい年金制度の創設・現行の年金制度の改善、
④障害者施策、⑤就労促進、⑥貧困・格差～重層的セーフティの構築～、⑦難病対策
- ・ 2012年8月 社会保障制度改革推進法の制定
- ・ 2013年8月 社会保障制度改革国民会議が報告書提出
- ・ 2013年12月 社会保障改革プログラム法の制定

(4) 社会保障の基本原理の変更①

- ・ 社会保障制度改革推進法（2012年）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 1 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 2 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

(5) 社会保障の基本原理の変更②

- 3 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 4 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(6) 自助・共助・公助とは①

- ・ 社会保障制度改革国民会議報告書に書かれた内容

自助－国民の生活は、自ら働いて自らの生活を支え、
自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本とする

共助－①高齡や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである「共助」が自助を支える。

②社会保険は自助の共同化

(7) 自助・共助・公助とは②

- 公助－①自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完する役割
- ②国民皆保険・皆年金に代表される「自助の共同化」としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の「公助」は自助・共助を補完するという位置づけ

(8) 自助論の問題点

・ 資本主義社会における自助論の克服 = 社会保障の発展

① 1880年代のイギリスにおけるブースやラウントリーにおける貧困調査
⇒ 全市民の約30%が貧困状態にあり、その原因が失業・低賃金・不安定就業などの社会的構造にあることを明らかにした

② 日本の恤救規則（1874年）や救護法（1929年）における自助原理の通底
⇒ 社会保障における公的責任を認めず、自助原理（自己責任）を徹底した

③ 「モラルとしての自助」と「システムとしての自助」の区別
（里見賢治）

(9) 共助論の問題点①

- ・ 社会保険と私保険の違いに対する無理解
- ・ 社会保険の基本原則
 - ①国や自治体あるいは公的な団体が保険者となること
 - ②被保険者は法律に基づく強制加入であること
 - ③財源が保険料だけではなく国庫負担や地方負担が加わること
 - ④保険料負担においては事業者の負担も加わること
 - ⑤保険料は負担は所得に応じた定率負担が一般的であること
 - ⑥低所得者に対しては保険料の減免等の方法が導入されること

(10) 共助論の問題点②

- 社会保障としての社会保険
- 国民健康保険法（1958年制定時）と国民年金保険法（1959年制定時）
⇒ 憲法25条の理念に基づく社会保障体系に明確に位置づけられる
- 一般会計から社会保険費として約25.4兆円の支出（2017年度）

(11) 公助論の問題点

- ・ 公助の範囲の狭さ = 公的責任の縮小
⇒ 国の役割は「支援」にすぎない？
- ・ 公助に社会福祉を含める
⇒ 社会福祉基礎構造改革の理念との矛盾
- ・ 「公」が「助ける」という意味
⇒ 恤救規則の時代と変わらない思想

(12) 基本概念の変更

- 平等や公平とは何か
⇒消費税や応益負担（受益者負担）
- 応能負担の意味
- 措置制度の徹底的批判と利用契約制度の優位性の強調

(13) 社会保障政策と社会保障運動③

- ここまでは合意が得られる（福祉も構造は一緒）。が、同じ組織にいるから共通認識を持っているのは油断。⇒この点はどうですか？
- 政策に影響されることはよくわかる。一方で、法律を変えなくちゃいけないというのは話が大きすぎる。本当に運動で変わるのか？という疑問。
- 社会保障運動として何を語るのか？
⇒70年代までの成果？100悪くなるところを80にとどめた？制度改善志向？

おわりに

- 社会保障研究者でもコンセンサスが取れなくなりつつある
- 社会保障改革が急進的に進められているため、個別制度への関心が高い
⇒ 社会保障の全体像が把握しづらい
- 人権としての社会保障という視点の必要性
⇒ 特に現場から発信する必要がある
- 運動の中で何を大切にしていけるのか
- 変えるべきものと変えてはいけないもの

ご静聴ありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。